

第10回匿名介護情報等の提供に関する専門委員会

日時 令和4年12月12日（月）

場所 Web開催

○事務局（長嶺） それでは、定刻となりましたので、第10回匿名介護情報等の提供に関する専門委員会を開催いたします。先生方、御多忙の折、御参加いただきまして、誠にありがとうございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

本日は公開の議題がございまして、報道機関の傍聴者の方々の御出席がございまして。申出の個別審査は非公開の議題となりますので、審査の前に御退室いただきます。あらかじめ御了承願います。

議事録作成のため、録画をさせていただきますので、御了承をお願いいたします。議事録作成後に録画ファイルは消去いたします。それでは、記録をお願いいたします。

○事務局（長嶺） それでは、構成員の出席についてですが、本日、辻委員が御欠席です。

御欠席の委員から事前に御意見をお伺いしております。

開催要件を満たしていることを御報告いたします。

冒頭の頭撮りはここまでとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、本日の資料を確認させていただきます。

本日の資料を画面表示して御説明いたしますが、適宜事務局から送付しております資料もお手元で御参照いただければと存じます。不明な点等がございましたら、会議のチャット欄に書いていただきますか、御発言いただくか、事務局スタッフの緊急連絡先にお電話をいただければと存じます。

まず、ファイル名「00_1_議事次第」をお開きください。共有も御覧いただけていますでしょうか。本日の議事と資料一覧が記載されております。議事1が「『新たな提供形式』のデータ提供に向けて（案）」、2点目が「第2回介護DBオープンデータについて（案）」、3点目からが非公開になりますが、「提供依頼申出の個別審査」となります。

それぞれの審議の開始に当たりましては、ファイル名を御案内いたしますので、資料を御覧いただければと思います。御不明な点はございませんでしょうか。

それでは、山本委員長、よろしくお願いいたします。

○山本委員長 本日もお忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございます。

それでは、早速会議を始めたいと思います。

まず、議事次第に従いまして、本日の議事の1番目『『新たな提供形式』のデータ提供に向けて』について事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局（長嶺） 事務局です。

それでは「資料1」という名前のファイルをお開きください。

2ページ目を御覧ください。前回専門委員会における議論の結果、増加する申出件数に対して迅速なデータ提供を行うために、既に存在している特別抽出、集計表情報、サンプリングデータセットに加えまして、以下のような新たな提供形式を御提案させていただきました。先生方からも御賛同いただきまして、今回具体的な内容をお示ししたいと考えております。以下は前回と同様の内容になりますので、割愛させていただきます。

3ページ目を御覧ください。前回の専門委員会で先生方からいただきました主な意見をまとめております。

1点目の「契約違反への対応について」では、何らかの違反があった場合の罰則はしっかり定めておく必要があるとの御意見を頂戴しております。また、新たに検討した罰則について、公平性の観点から必要な場合は、新しい提供形式以外の既存の方式についても同様の扱いにすることが必要ではないかという御意見も挙がっております。3ポツ目ですけれども、「目的外利用に該当する場合」を当委員会で議論して明確にするのが必要ではないかという御意見がございました。例えばサーチクエスションや仮説が全く違う場合には、違う研究と考えられるのではないかということでした。4ポツ目、契約違反への対応については、目的外利用をして得られる利益よりも罰則のほうが大きいと思われるような厳しいものにする必要があるのではないかという御意見もございました。

2点目の「申出書類上での対応・申出時の対応について」では、定められた利用規約に従うということをしつかりと誓約書に記載をしていただく必要があること、それから、目的外利用を防止するための管理体制、運用ルールを整備していることを示す書類、各取扱者の誓約書を申出書類に含める必要があること、新しい提供形式で提供を希望する場合には、慎重に研究計画書を御作成いただいて、可能性のある検索や集計等を列挙いただく必要があることが挙がりました。少しでも違う分析、主には違う変数を使う場合と理解いただければと思いますけれども、都度変更申請をいただくのはどうかという御意見を頂戴しておりました。

次のページをおめくりいただきまして「実際の申出を審査する際の留意点について」で

すが、審査の際には分かりやすいように、目的外利用のリスク、懸念点、新しい方式で提供する必要性を整理していただきたいという御意見もいただいております。

最後の「利用時について」ですけれども、可能な範囲でという前置きはございましたけれども、利用者を特定するような分析が行われていないことを最終的に確認できるとよいのではないかと御意見がございました。ログを調べることで分析内容を確認できることは強い抑止力になるものの、どのように記録を残すかについては今後の課題として検討していく必要があるということでした。

これらを踏まえまして、まず、新しい提供形式の内容を概要として御説明しあげます。新しい提供形式は何が新しいかと申しますと、今までは全体のデータから切り出してお渡しをするということでしたが、一気に全てのデータを抽出して作り置き of データを作ることとしております。そこから必要な分だけ提供申出に応じてお渡しをすることが想定されています。名前については、「定型データセット」という名称を考えております。第三者提供対象の全テーブル・全項目のデータセットを年2回（夏頃と年明け2月頃を予定しております）作成することを予定しております。匿名介護レセプト情報は「サービス提供年月」ベースで格納することを想定しております。匿名要介護認定情報と台帳情報については、更新されるタイプのものですので、全テーブルを毎回差し替えることとしており、提供可能な最も古い時点から格納していくことを考えております。

下の図を御覧いただければと思いますが、2023年夏頃に1回目のデータ抽出を行う予定でおります。1回目については格納が始まった2012年4月から2022年12月ということで、抽出可能な最新のデータまでを抽出する予定でおります。その後2回目以降はそのデータに追加をしていく形で2023年1月から6月、次は2023年7月から12月ということで、半年分ずつ追加をしていくこととなります。これを見ていただきますと、追加をしていく形になりますので、追加する部分でその後にもし過誤調整が発生した場合には、その部分は反映をされていかないという想定でおります。全体の中でも過誤調整が発生するのは1%にも満たないということですので、それを織り込んでいただいて分析をしていただく形になります。

次のページを御覧ください。データの範囲ですけれども、対象集団のレコードを事前に抽出した上で、これらの対象集団にひもづくデータを抽出いたします。1回目は先ほど申し上げたように来年の夏頃に完成することを目指して準備をする予定でございます。

対象集団につきましては、左の1回目、赤く囲っているところですが、認定有効

期間に次の期間を含む方ということで、2012年4月から2022年12月。その後はまた追加をして2回目、3回目ということになりますが、下の認定情報につきましては、2009年から情報がございますので、2009年4月から2022年12月。星マークがついている認定情報と台帳情報につきましては、追加ではなくて毎回更新された情報を抽出し直す形にする予定でございます。それ以外のレセプト情報、LIFE情報につきましては、1回目を抽出した後の2回目、3回目では追加をしていくという想定しております。

次のページをお願いします。作り置きをするということではございますが、毎回提供ごとに個別のハッシュ化、匿名化はする予定しております。具体的にどの項目にどのような処理を行ってお渡しするかということがこのページに書かれております。

データ項目の「ID4、ID5」というところです。NDB連結用のIDになりますけれども、これはもともとハッシュ化されたIDになりますので、これをどの申出者にお渡しするかが分かるように、それぞれの申出者ごとに暗号化をしてお渡しをするイメージでおります。

「提供先番号」は保険者番号と被保険者番号由来のIDを組み合わせたものになりますが、これももともとハッシュ化されているデータですので、併せて申出者ごとに匿名化をしてお渡しをすることになります。

「保険者番号、事業所番号、市町村コード、介護支援専門員番号」につきましては、もともとこれを必要とする研究計画の場合にはお渡ししておりますけれども、必要でなければ復元不可となるようにハッシュ化をしてお渡しする想定でございます。

「合議体番号」は、それぞれの自治体の認定調査会の番号ですが、これは個人特定の可能性が低いであろうことから匿名化をしない予定でおります。

「職員数・利用者数定員」につきましては、事業所台帳サービス情報の数値を標準の階級値に変換いたしましてお渡しする予定でございます。

「年齢階級コード、生年月日」につきましては、最下位を65歳未満、最上位を95歳以上としまして、5歳刻みでお渡しをする想定でございます。

「都道府県コード」につきましても、必要に応じて作成しますので、作成をしないこともあるかと思いますが、必要であれば作成をすることが可能ですということになっております。

次のページを御覧ください。データ形式になりますけれども、第三者提供対象の介護DBのテーブル一覧は下のリストになります。LIFEだけを分析したいという方は右側の固まりだけお渡しすることになるかと思っておりますし、レセプトの中でもどれか必要な部分があれば

ば、全体をお渡しすることにはなるのですが、必要な帳票だけをお渡しするというイメージになります。ですから、別添8で提供不可となっている項目以外は、基本的には抽出をしてお出しするイメージです。レセプトごとをつなぐ「給付実績情報連結キー」は今と同様、各テーブルの右側につけてお渡しをする予定でございます。

次のページをお願いします。ここまでが提供するデータの内容をお示したのになります。ここからはデータをお渡しするときの現在のガイドライン上のルールが十分かどうかというところを御確認いただく項目になります。

1つ目は契約違反への対応について、現在のガイドラインで十分かというところですが、結論から言いますと、既にガイドラインにかなり詳細に記載されておりました。一部定義に追記が必要な部分があるかとは存じますが、基本的には改定しない方針を考えております。申出と異なる対象集団で研究を行った場合に契約違反となるように、契約書・利用規約を含めて見直すのですけれども、もともと書かれていることがございますので、今から一緒に確認をいただきまして、十分かどうかを御確認いただければと思います。

次のページをお願いします。10ページですが、今の特別抽出、集計表情報、サンプリングデータセットに加えて、新たな提供形式として定型データセットは加えないといけないので、これはガイドラインの最初のほうに加えますということが書かれております。

次のページをお願いします。ガイドラインの中身に移ります。現行のガイドラインにおいて、既に目的外利用に関する契約違反への対応が記載されております。特にこの四角の中に囲ませていただいております「第14 匿名要介護認定情報等の不適切利用への対応」というところなのですけれども、この四角の中で下線部以外はもともと記載されているところでございます、下線部が今回追記してはいかがかと考えているところになります。

まず「1 法における罰則」の中で、罰金が科されるということが書かれております。これは後ほど参考資料としてお示しいたします。

「2 契約違反」の中に、どういったことを「違反内容」とするかという記載がございますが、その中の⑥に「承諾された利用目的以外の利用を行った」という記載がございます、その括弧の中に「あらかじめ承諾された公表形式以外の形式で成果物の公表を行った場合を含む」となっていたのですが、ここに「及び提供申出書や別添に記載されていないデータ項目や集団を使った分析を公表した場合を含む」と入れてはいかがかと考えております。

次のページをお願いします。先ほどは「違反内容」が（1）だったのですが、その次に

続く(2)の部分で「対応内容」がございまして、今度はvi)になりますが、同じような項目で「あらかじめ申出た利用目的以外で匿名要介護認定情報等の利用を行った場合」というものがございます。ここに先ほどと同じ下線部分で追記をしておはかがかと考えている次第です。この内容としましては、こういった違反をした場合には「利用者および取扱者に対して、原則として1ヶ月～12ヶ月の利用停止及び提供禁止とする。ただし、事態の重さにより無期限の利用停止及び提供禁止とする」ということが書かれています。その後「また、当該不適切な利用により、利用者、取扱者又はこれらと関係する者が不当な利益を得た場合には、利用規約に基づき、利用者及び取扱者は、その利益相当額を国に支払うことを約することとする」と示されております。

次のページをお願いします。これが先ほどの第14の1の部分に当たります介護保険法の定めでございますが、下の四角の中を見ていただきますと、第二百五条の三のところ、下記の違反内容に該当する場合には「一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」と示されております。

次のページをお願いします。ここからがこのガイドラインに基づく誓約書の内容になりますけれども、四角の中の太字部分が関連箇所になります。お示ししているところには特に追記する予定はございませんけれども、関連する箇所としまして、様式5の「匿名要介護認定情報等の利用に関する誓約書」の中の「私は、(匿名要介護認定情報等の提供を承諾された研究の名称)のため匿名要介護認定情報等を使用するに当たり、下記の事項を遵守することを誓約いたします」という遵守する項目の中の2番に「提供された匿名要介護認定情報等を匿名要介護認定情報等の提供に関する申出書に記載した目的以外に利用しないこと」と示されておりますので、ここで今回の定型データセットについても読めるのではないかと考えている次第です。

次のページをお願いします。次が誓約書の裏ですね。同じ書類になりますけれども、そこに示されている利用規約の中にある内容を御紹介いたします。

こちらは(契約に違反した場合の措置)が第15条の中に示されております。二に「別表の各号の要件に応じて、一定の期間又は期間を定めずに、利用を停止すること、利用者からの匿名要介護認定情報等の提供の申出を受け付けないこととすること、匿名要介護認定情報等を利用して行った研究や業務の成果の公表を行わせないこととすること並びに利用者及び取扱者の氏名を公表すること」ということで、先ほど申し上げた罰金であるとか利用停止、利用禁止に加えまして、前回も御意見でいただいておりますけれども、違反を

した者の氏名を公表するなどということによって名誉に関わるような内容も含まれているべきなのではないかということでしたが、ここに示されております。

2番に「利用者及び取扱者は、本契約に違反して匿名要介護認定情報等の利用を行うことにより利益を得た場合には、厚生労働省の請求に基づき、同利用により取得した利益の詳細を開示した上、厚生労働省の指定する期間内に当該利益に相当する額を違約金として納付する」ということが示されています。

これに加えて、再発防止を目的として4の下線部分を追記してはいかがかと考えております。「本契約に違反した者は、違反の発覚から原則3ヶ月以内に違反した理由を書面にまとめ、事務局に提出すること」と記載しております。いかんともしい理由があるかはまだ今のところ想定はできていないのですけれども、もしあった場合にこちらも何らかの再発防止を講じる可能性があるかと思っておりますので、この下線部分を追記してはいかがかと考えている次第です。

次のページをお願いします。こちらは参考になります。利用規約の別表に示されていますが、特に⑥ですね。「事前に承諾された目的以外への利用を行った場合」として措置内容が示されておりまして、今回はここが該当する箇所かと思っております。

次のページをお願いします。これが本資料の最後の話題になりますが、今回の定型データセットを提供するに当たりまして、データの再利用をしたいという方もいらっしゃるかと存じます。これは今までの特別抽出でも実際には御要望いただいていたのですけれども、迅速化に資するという意味でもこれも併せて御検討いただいてもよいかと思ひまして、御提示させていただいている次第です。既に提供したデータを次の異なる研究計画でも利用したい場合に、定型データを提供するに当たり、同様のデータを利用して次の異なる研究計画で分析を実施したいという要望が出るのが想定されております。下の図を見ていただきまして、もしそれをよしとする場合には、現在データの利用期間が2年間となっておりますけれども、その2年の間に次回分の承諾が得られるというスケジュール感であれば可能とするのはいかがかと考えている次第です。具体的には、今の申請、承諾プロセスを考えますと、恐らく前回データを利用している間の最初の1年ぐらいでもう次の研究計画を考えて、1年から遅くとも半年前ぐらいまでのこの専門委員会にかけていただいて、承諾が前回データの利用期間の中で得られれば、タイムラグなく次回の研究計画の目的で今お持ちのデータをお使いいただくことができればと考えている次第です。また後でぜひこの辺りも御助言、御意見をいただければと思ひます。

次のページをお願いします。こちらが最後のページになります。もしこの再利用をよしとした場合に、新しくガイドラインに追記する箇所がないかということを検討したのですが、これが「第11 匿名要介護認定情報等の利用後の措置等」というところで、3 ですね。「利用中の匿名要介護認定情報等を再利用する際の留意点」ということで追記してはいかがかと考えております。これは特に定型データセットに限らないと思うのですが、それでも、「利用中の匿名要介護認定情報等を利用目的の異なる研究計画に利用することを希望する場合には、利用中の匿名要介護認定情報等の利用期間中に次の利用目的の研究計画について申出を行い、承諾を受けていなければならない」と追記してはいかがかと考えております。

少し長くなりましたが、資料1の御説明は以上になります。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただいまの資料1の御説明につきまして、御意見、御質問がありましたらよろしくお願いいいたします。

長島先生、どうぞ。

○長島委員 長島です。

まず、契約違反への対応は既に現行のガイドラインでもかなりしっかり記載されていたことを再認識いたしました。私たちがさえこの認識なので、利用者あるいは利用希望者も恐らくほとんど実は認識されていないと思いますので、申出をするときにこういうものがしっかりあるのだということは必ず認識してもらい、例えば申請のところにここを確認したというものを必ず入れてもらうことは必要かと思えます。

次に、11ページの「2 契約違反」の⑥に「分析を公表した場合」と、この公表した場合だけが契約違反の対象になっていますが、例えば14ページの誓約書のところは「目的以外に利用しないこと」と書かれています。「利用しない」と「公表しない」とでは差があります。例えば公表しなければ分析はしてもいいのか、あるいは分析した内容を内部利用していいのか、特に民間企業がこれを使う場合に民間企業の中で内部使用してもいいのかが問題になるので、これを公表した場合だけとしていいのか。ここはもっと幅広く目的以外に利用した場合ということで、その中に分析そのものも含めることが必要ではないかと考えます。

また、15ページの一番下の追加されたところですが、「4 本契約に違反した者は、違反の発覚から原則3ヶ月以内に違反した理由と再発予防策を書面にまとめ」という

ことで、理由だけではなくて再発予防策も提出させることがいいのではないかと思います。

私からは以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

事務局から何かコメントはありますか。

○事務局（長嶺） ありがとうございます。

1点目、罰則規定の周知につきましては、やり方を考えていきたいと思います。御助言ありがとうございます。

2点目ですが、公表した場合ではなくて分析そのものもある程度規制していく必要があるのではないかということなのですけれども、前回の御議論の中で、研究者の場合にはそのデータを使ってほかの変数でももしかしたらもともと想定していたリサーチクエスチョンについても関連するものが出てくるかもしれないということで、分析そのものについては規制しないで公表物で確認をしていくのがいいのではないかという議論をいただいていたと認識しております。ただ、今、長島先生からいただきましたように、民間企業ですとか、いわゆる論文化もしくは学術的な発表を目的としない場合にどうするかというのは射程に入れておりませんでしたので、またそこは少し検討を加えてみたいと思います。

最後の「再発防止策」の部分を追加するというところも御助言いただきましたので、検討させていただきます。ありがとうございます。

○山本委員長 それでは、今村先生、どうぞ。

○今村委員 今村です。

幾つか意見とお願いです。まず、11ページの違反の項目を新たに加えることそのものは賛成なのですが、申請していないデータ項目や集団を使った分析を公表した場合にすぐに違反になってしまうというのが結構心配です。簡易な変更を簡易な手続で通せるようにしてもらいたいと思います。

背景を説明させてもらいますと、実際に自分がユーザーの立場で全データをもらうと、実際にはこの項目が必要だったのだ、もしくはこの項目ではなくてこの項目だったのだということが大量に発生します。その場合に、これは一から申請し直さないと集計ができないことになるので、1年間ぐらいお預けになる状況が発生しまして、それは目の前に餌を置かれて1年間待てと言っているようなものなので、不正の温床になり得ると思います。ですから、理由がはっきりしているようなものについては簡易な手続ですね。項目の変更や追加を認めることを厳格化と併せてつくっておかないと、たくさん違反が出てくるので

はないかということをご心配します。

それから、17ページのデータの再利用のことですけれども、これをやっていただくことは大変ありがたいのでぜひ進めてもらいたいのですが、次回承諾分が通った後、これは前回のデータ利用の期間が終わってから次の利用期間が始まるのですけれども、そうではなくて、前回の利用期間であっても承諾を受けたら、その時点からできるようにぜひ制度を設計してほしいという希望であります。

以上2点、可能ならば御返答をお願いできればと思います。

○山本委員長 ありがとうございます。

事務局からコメントはありますか。どちらもかなり難しい御要望だと思うのですけれどもね。

○事務局（長嶺） 御助言をいただきまして、ありがとうございます。

1点目につきましては、同じリサーチクエスションの中で、別添8で御提示いただいていた変数に何らかを加えたい変数があった場合には、変更申請を想定しておりました。もちろんリサーチクエスションそのものが変わるということであれば、当然変更申請ではなくて新たに申請をいただくということなのかと思っております。

再利用の部分で、次の申請が通ったときからすぐに使えるようにしたいというところはまだ検討できていなかったもので、検討させていただいて次回にこの部分はまた御提示させていただければと思います。

○今村委員 ありがとうございます。

前半のほうですが、リサーチクエスションが変わらなかつたら簡易な手続で可能と考えたいのでしょうか。例えば年齢の生年月日の問題などは、今、5歳刻みでしか年齢が提供されていないので、実際にやり始めて追跡をするとそれではできないのです。ですから、ほかの年齢から引っ張ってきて集計しないとできないということ、やり始めるとすぐに皆さん気がつくと思うのですけれども、一斉にそれが起こるかもしれないので、そういう目的が変わらずに集計上にこれがどうしても必要だというものについては、簡易な対策で簡易な審査で通せるようにしてもらいたいと思います。

○事務局（長嶺） おっしゃった内容は変更申請の範疇かと考えておる次第です。ありがとうございます。

○今村委員 ありがとうございます。

○山本委員長 齋藤構成員、どうぞ。

○齋藤委員 ガイドラインの改正に関して、特に契約違反の罰則の軽重というのですか、それはほかのNDBのガイドラインなどとレベル感は合っていると思ってよろしいのでしょうか。ガイドラインは一度ある程度整合させた気がしますので、NDBとの連結データを考えるとレベルを合わせておいたほうがいいのかと思ひまして、その辺りを教えていただければと思います。

○山本委員長 どうぞ。

○事務局（長嶺） 事務局でございます。

現行のガイドラインにつきましては、NDB、医療のほうのレセプトと同じ内容としております。下線で加えるところ以外はもともとほとんど同じ内容になっておりまして、どちらかが厳罰化されているというものではございません。ですから、下線の部分を追記する場合、NDBのほうとも調整をしながら進めたいと考えてございます。

○齋藤委員 分かりました。

○山本委員長 ほかはいかがでしょうか。

どうぞ。

○今村委員 今村です。

軽微なことなのですけれども、3ページの日本語の表現で「性悪説に則って、最も悪いことを」と書いていますけれども、これは性悪説の使い方を間違っているのではないかと思うので、「いわゆる」というものをつけたほうが良いと思います。荀子が言った意味はこういう意味ではないと思います。「一般的に悪いことをする人がいる」という意味で使っていると思うので、ここは言葉を付け加えたほうが良いのではないかと思います。

○山本委員長 ありがとうございます。

○事務局（長嶺） ありがとうございます。

○山本委員長 ほか、いかがですか。

長島先生、どうぞ。

○長島委員 要するに、対象として公表したものだけにするのかあるいは分析も規制の対象にするのかということですが、そもそも必要最小限という大原則があると。何を審査しているかという、まず、提供する内容と公表する内容それぞれを審査のときに考えているわけで、そのとき、この分析に使うことイコール提供と考えているわけです。提供する内容が変わるならば、審査の考え方すら変えなければいけなくなってしまうと考えられます。つまり、事前の申出でこのところを分析に使うのだということで審査しているの

にそれが変わってしまうことになると、審査の在り方として、このデータ項目も使われる可能性があるのかという視点で、かなり厳しい審査にせざるを得なくなります。だから、審査が変わってしまうということですね。そして、必要最小限の原則に合っているのかどうかを確認する必要が生じます。

したがって、事前にこういうことにも使い得るということでしっかりと計画をつくってもらって、申出書類の中に書いていただき提出いただく必要があります。途中で分析対象が変わることはできるだけ避けるようにすべきです。分析対象が変わる場合には後でどんなことが起こったのか把握する必要があるので、少なくとも報告はしていただく必要があると思います。また、内部利用が絶対にされないようにするためにどのような抑止策があるのか、これも審査の段階でも考える必要が出てくるということで、分析のところはいいのだということにすると審査がかなり厳しくなるというか、審査が極めて難しくなるということをごひ事務局として御理解いただけるとありがたいと思います。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

私からも多少関連して事務局にお聞きしたいのですけれども、介護のデータ提供も近い将来HICが使えるようになるのでしょうか。

○事務局（長嶺） 少なくとも連結案件につきましては来年度以降の実装と伺っております。その後、NDBを含まない各データベースがHICを利用することが可能かというところは、まだ議論中のところでございます。

○山本委員長 なるほどね。

要するに、長島先生の御意見にもありますように、公表だけだとそれ以外の内部利用でありますとか、そういったことを十分に防止できない。一方で、これを検出することが非常に難しい。もちろん前回の御意見にありましたようにログを全部出せと言えばいいのですけれども、改ざんできないログをちゃんと取って出すというのも相当厳しい要求で、多くの研究者の方は多分できないでしょうし、そうすると、本来こういった申請以外の利用がなされていないと確実に知るといのは、研究者の環境ではなくてHICのようなこちらでログが確認できる環境でやると比較的検証しやすく、検出しやすい。

決して申請以外の項目を絶対に使ってはいけないと言うつもりはないのですけれども、一方で、使う以上は、長島先生がおっしゃったように我々は審査をするときにはこの項目を使わないという前提で審査をしているので、それを使うとなるとその使う前提で審査を

やり直さないといけないことになりますから、ほとんどそれによって変わることがない場合であっても少なくとも変更申請をしていただいて、大きな影響がないようであればお認めをするということの手続を通してからやっていただくことが非常に重要なのですけれども、さっき言いましたように、利用の変更を勝手にやられたときにそれを検出することが現状はかなり難しいということになりますと、まずはルール上でそれをきちんとお伝えをして、なおかつ変更の必要がある場合はできるだけ研究者にとってデメリットがないような形でその審査を進めていく体制をつくらないといけないと思うのです。

体制というのも、現在の事務局体制はいろいろな申出に関して処理をするのに相当圧迫のある状態で、もちろん人員を増やしたりなどいろいろすれば簡単なのでしょうけれども、なかなか難しいことがございますね。ですから、限界はあるものの、多少時間はかかるかもしれませんが、申請が出された以外の項目を使う場合は、面倒でしょうけれども、変更申請をしてから使っていただく必要があります。その前に我々はきちんと目を通すことを大前提にするべきだと思うのです。もちろんできるだけ早くしたいとは思いますが。

それと、将来的にはHIC環境で使えるのであれば、これは第三者が検証可能な形でそのデータを使ったかを追跡することが可能ですから、それなりに抑止能力が高いという意味で、HIC環境での利活用はまた改めて御議論いただくことになろうかと思えますけれども、そちらも多少意識をして見ておいたほうがよいです。これはHICではない状態で提供するデータですので、それは多少慎重に当たるべきだと私は思っていますので、だから、この「公表した場合」というのは、少し文案を考えていただければと私も思います。

ほか、いかがでしょうか。

どうぞ。

○今村委員 今村です。

項目の大きな変更はぜひ再審査の対象にしてほしいと思うのですけれども、先ほど説明いただいたように目的が変わらずに、その目的のために本来申請しておくべきだったものに途中で気がつくことがよくあるのです。実際にこれだけ複雑なデータベースですので、全体を把握することのできる人は多分誰もいないのです。集計してみたら全然違っていたということが本当によくあって、この項目ではなくてほかの項目を取らなければいけなかったのだということがはっきりしているようなときは、ぜひ簡易な部分として審査としてデータ項目の追加などが別立てで流せるようにしていただければと思います。それは悪意を感じないということがはっきり分かるような申請書を簡易申請書として出してもらう必

要はあると思いますけれども、一般の年に4回の会議にかけてということになるとだまってやってしまう人が増えてしまうと思うので、私はそれを危惧いたします。そこも御考慮いただければと思います。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

今の事務局体制の充実ということも多分あるのでしょうかけれども、審査なしというのはお認めし難いように私は思うのですけれどもね。

事務局から何かコメントはございますか。よろしいですか。

○事務局（長嶺） 大丈夫です。

○山本委員長 ほかに御意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、この資料1に関してはこれまでということにして、続きまして、議事の2番目「第2回介護DBオープンデータについて」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（長嶺） それでは「資料2」という名前のファイルをお開きください。

2ページ目を御覧ください。前回まで第1回目の介護DBのオープンデータの御議論をいただいておりますけれども、今後も年1回を目安に集計表を拡充して公表することを目指しております。

次のページをお願いします。1回目は前回御議論いただきましたとおりで、現在介護DBの中に格納されている介護のレセプト情報、要介護認定情報、LIFEの情報の3つの中から、まずは要介護認定情報についてオープンデータ化するという目的で第1回は進めてまいりました。項目としましては、主要項目の集計結果ですとか、匿名介護レセプト情報との突合率、それから、前回と今回の二次判定の結果をクロス集計表でお示しすることで、1年間でどれぐらい要介護度が変わる方がいるのかをお示しするということをしてまいりました。対象期間としましては、2018年度と2019年度のデータを今年何とかオープンデータ化したと考えながらやっている次第です。

次のページをお願いします。来年の秋、冬頃を目標としまして、次の第2回のオープンデータの内容を考えておりますので、最初の頭出しということで今回御紹介さしあげます。4ページ目ですけれども、次の2回目のオープンデータにつきましては、匿名のLIFE情報、これは2021年から格納が始まっておりますけれども、この2021年度のデータをお出ししてはいかがかと考えております。匿名要介護認定情報につきましても、2018、2019年度の今年の経験を踏まえまして、もう2年度ですね。2020年度、2021年度分を同じ内容で追加し

てはいかがかと考えております。

次のページをお願いします。LIFEの情報ですが、約13個の加算がサービス種別ごとに加算としてデータとしてひもづいているという内容になっています。一番左側の最も縦に〇が多くついている科学的介護推進加算がどのサービス事業形態についても取っていただいている加算となっております、これが最もデータ量が多いものになりますので、今回のオープンデータ化はこの科学的介護推進加算の内容を想定しております。

次のページをお願いします。集計単位ですが、下の表を御覧いただきますと、まず表15ですね。一番右側の黒い丸が縦に並んでいるところですが、先ほどの表で御覧いただきましたとおり、サービス種別ごとでこの加算は成り立っておりますので、基本的にはサービス種別ごとに各関連加算の登録状況ですとか、科学的介護推進体制加算に含まれているADLや栄養、口腔衛生の情報といったものを集計してお出ししたいと考えています。一部性・年齢階級別、保険者別、要介護度別、都道府県別でお出しできそうないところがないかも検討しまして、出せそうないところがあれば出したいと考えている次第です。

次のページをお願いします。要介護認定情報につきましては、前回と同じ内容になります。保険者別で出せるところが結構限られていることが分かりましたので、限られているというのは保険者別にすると各セルの値が非常に小さくなり過ぎてしまうところが結構あることが分かりましたので、それに堪え得る場所は保険者別でお出ししますけれども、それ以外は基本的には都道府県別、性・年齢階級別、要介護度別ということでお出しする予定でございます。

次のページをお願いします。今後の進め方ですけれども、匿名LIFE情報の集計仕様につきましては、今回初めてになりますので、具体的な項目の選定ですとか、複数テーブルに類似項目が分かれていることがございますので、この辺りの集計方法なども検討してからまた次回御提示させていただきたいと考えております。

2点目、匿名要介護情報の集計仕様につきましては、集計時点の追加、今回は2020年、2021年をやりたいと考えていますけれども、2018年よりも前の2017年以前ですとか、2022年度以降も今後検討していきたいと思っております。要介護度の変化につきましては、トラジェクトリーのような形でずっと追いかけることができないかということだったのですけれども、今の2軸で集計するようなオープンデータにつきましては、今のクロスが限界かと考えておまして、変化を追いかけていくような統計ソフトを使わないといけないような見せ方は、こちらの事務局体制の限界もございまして、2軸を限界とさせていただけないかと考えて

います。

3点目ですが、公表対象データの追加検討ということで、基本的には匿名LIFE情報、匿名介護レセプト等情報、ほかにもまだ出せていないものがありますので、出せそうなところからやりたいと考えている次第です。

最後、集計単位の検討ですが、保険者別に集計するデータ項目も先ほど申し上げたとおり各セルのN数が低くなり過ぎると特定可能性が出てきてしまいますので、この辺りをにらみながら、どの辺りが保険者別にできそうかというところは検討していきたいと思っております。基本的に介護保険は保険者別がいいかと思っておりますので、なるべく出したいと思っはいるのですがというところでは、2ポツ目の二次医療圏別については、今のところは集計追加の検討はできていないのですけれども、今後NDBのオープンデータと一緒に分析したいという方がいた場合にはこういったことも検討していく必要があるのかと考えている次第です。この辺りは残論点として見ていただければと思っております。

最後のページをお願いします。今後のスケジュールですけれども、次の第11回で本日この後いただいた御意見を踏まえて事務局より具体案を提示させていただく予定です。再度御意見をいただきまして、来年の6月の第12回の専門委員会で具体的な公表内容を御提示させていただきます。今年と同様に秋から冬にかけて第2回目のオープンデータを公表するというスケジュール感で進めたいと思っております。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問がありましたらよろしくお願いいいたします。

どうぞ。

○長島委員 長島です。

7ページ目の公表形式のところで、数値やカテゴリーで結果が出ているものは分かるのですが、7番目の主治医意見書、これの実申請者数は、具体的には主治医意見書の何がどんな形でデータとして提供されるイメージなのでしょうか。

○事務局（原田） 事務局です。回答いたします。

主治医意見書のデータにもカテゴリー分けされている項目がありまして、例えば認知症高齢者の日常生活自立度といった項目ですね。幾つかほかにもございますが、カテゴリー化されたものを集計することになっております。

○長島委員 分かりました。カテゴリー化されてチェックを入れているようなところは集計可能だから、それは出るということですね。

○事務局（長嶺） はい。御認識の通りです。

○長島委員 ありがとうございます。

○山本委員長 今村先生、どうぞ。

○今村委員 8ページの今後の方向性に書いてある2軸の集計のことについてなのですが、この介護度の変化はそんな難しい集計でなくていいので、例えば今回2020年と2021年で比較するのだったら、2020年に介護度がどれくらいの人が次の年にはどうなったかという全体の数字が欲しいので、それがあらないでは一般的な集計の意味が随分変わります。ですから、今回で複雑な統計的な集計は必要ないと思っていますけれども、単純なクロス集計表で出せるようなものはぜひ考えてもらいたいと思います。

もう一つ、一番下の集計単位、保険者別に今回大きなものを出してもらえるとということで、大きな前進だと思っています。ただ、実際に市町村には小さなところがたくさんあるので、例えば10万人以上の人口の市町村であればこの公表の対象にするとかということをする中で、秘匿のあまりないようなところは保険者別に出せるように工夫するとか、もう一工夫してもらえるとありがたいと思います。

2点、回答できるならば回答をお願いします。

○山本委員長 クロスは今でも出ているのですね。

事務局、コメントをお願いします。

○事務局（長嶺） ありがとうございます。

今、山本先生にも補足いただきましたけれども、前回と今回の二次判定の結果のクロス集計結果は出す予定でおりまして、2018年度、2019年度も出る予定ですので、次の2020年度、2021年度も前回と今回を比較したものを出す予定でございます。

○今村委員 分かりました。それは出す予定なのですね。

○事務局（長嶺） そうです。前回は承らだいておりますので、出す予定でおります。

保険者別のところは秘匿処理が難渋したところはあるのですが、今、いただいたような御意見で御了承いただけるようであれば、そういったことも検討していきたいと思っています。

○今村委員 よろしくをお願いします。

○山本委員長 ほか、いかがでしょうか。

どうぞ。

○長島委員 長島です。

同じような質問で申し訳ないですが、6ページのLIFE関連や科学的介護推進情報、これもカテゴリーになっているものはデータとして出るということでよろしいのでしょうか。

○山本委員長 どうぞ。

○事務局（長嶺） 事務局でございます。

LIFEの情報は全てカテゴリーといいますか、集計できる情報として収集をしておりますので、基本的に集計できる部分を全てお出しする予定でございます。

○長島委員 ありがとうございます。

とても役に立つ情報ですが、この表だと具体的に何がどんな形で出るのが分かりにくいので、次回までに少しイメージがつくようなものを出していただけるとありがたいです。

以上です。

○事務局（長嶺） ありがとうございます。

次回、様式と一緒に御提示させていただきたいと思います。

○山本委員長 ほか、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

次回、様式と一緒にまた御検討いただくことにしたいと思いますが、事務局のほうでよろしく願いいたします。

○事務局（長嶺） ありがとうございます。

○山本委員長 それでは、この後は実際の申出審査ですから非公開になります。傍聴の方は退席をお願いいたします。

（傍聴者退室）

○事務局（長嶺） 傍聴者の退席が完了いたしましたので、御報告いたします。

○山本委員長 それでは、審査について説明をお願いいたします。

○事務局（長嶺） 審査につきましては、これまでの会議と同様に進めさせていただきます。

審査の流れ、審査方針につきましては、参考資料3を御参照ください。

それでは、実際の審査に移ってまいりたいと思います。

（これ以降は、個別審査のため非公開）

○山本委員長 それでは、本日御審議いただく案件は以上でございます。

今後の予定について事務局からお願いをいたします。

○事務局（長嶺） 事務局です。

本日も御審議いただきまして、誠にありがとうございました。

審査継続のものは今回ありませんでしたので、条件付承諾のものにつきましては、本日御指摘いただいた内容を再度事務局より申出申請者に確認をした上で御修正いただきまして、委員長に御相談した上で、条件が満たされていることが確認できた場合にはデータ提供を可能とすることにさせていただきたいと思っております。

今後、NDBとの連結案件の特別抽出申出3件、それから、変更申出が1件ございますので、21日の合同委員会にて御審査いただければと存じます。

現在のところ、21日の合同委員会の出欠については武藤委員が御欠席と伺っておりますけれども、ほかの委員の先生方、それで大丈夫でしょうか。

ありがとうございます。

では、次回の匿名介護情報等の提供に関する専門委員会につきましては、令和5年3月6日の3時から5時を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

最後に、全体を通じて御意見はございますか。よろしゅうございますか。

それでは、本日はありがとうございました。これで終了といたします。

事務局にお返しをいたします。

○事務局（長嶺） ありがとうございます。

本日も非常に効率的な議論をいただきまして、予定時間よりも早く終わることができましたことに感謝申し上げます。

1点、資料1についてたくさん御指摘をいただきましたので、データの抽出自体は進めながら、変更申請の取扱いですとか、データを利用する、公表するというところの取扱いをどうするかを整理し直して、次回の委員会で御提示させていただければと考えておりますが、そのような方針でよろしいでしょうか。

○山本委員長 それで結構です。

○事務局（長嶺） 分かりました。

データの抽出自体は夏を目標に進めてまいりたいと思っておりますので、また次回よろしく願いいたします。

では、これもちまして第10回匿名介護情報等の提供に関する専門委員会を閉会とさせていただきます。お忙しい中、誠にありがとうございました。